

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の改正について (無機砒素化合物に係る健康管理手帳対象業務の拡充)

1 趣旨

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳制度は、がん等重度の健康障害を引き起こすおそれがある業務に従事したことがあり、従事年数等の要件に該当する者に対し、離職したときに手帳を交付し、健康診断を無料で受けることができることとしている制度であり、従来は12の業務が対象となっている。

三酸化砒素に係る業務の一部については既に対象となっているが、三酸化砒素以外の無機砒素化合物に係る業務における労働災害の認定事例が近年もあること等から、「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」において、「無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉砕をする業務」を健康管理手帳の交付対象とすべきとされたことを踏まえ、健康管理手帳の交付対象業務に当該業務を追加する等、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 健康管理手帳の交付対象業務の追加

労働安全衛生法施行令第23条に、「無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉砕をする業務」を追加すること。

(2) その他

健康管理手帳等の様式について、所要の改正を行うこと。

3 施行期日等

(1) 公布期日：平成23年1月上旬（予定）

(2) 施行期日：平成23年4月1日

(3) 経過措置：様式の改正について必要な経過措置を定めるものとする。